10　条約第十一条5の規定に関し、
「バックトゥバック融資に関する取決め」とは、特に、一方の締約国の居住者である金融機関が他方の締約国内において生じた利子を受領し、かつ、当該金融機関が当該利子と同等の利子を当該一方の締約国の居住者である他の者（当該他方の締約国内から直接に利子を受領したならば当該利子について当該他方の締約国において租税の免除を受けることができなかったとみられるものに限る。）に支払うことを内容とする全ての種類の取決めをいうことが了解される。

11　条約第十一条の規定に関し、
ニュージーランドが他のいずれかの国との間で将来締結する租税条約において、金融機関が取得する利子についてより有利な取扱いを規定する場合には、ニュージーランドは、日本国に対し不当に遅滞することなくその旨を通報し、同一の取扱いを規定するため日本国と交渉を開始する。

12　条約第十一条、第十二条及び第十四条の規定に関し、
「負担される」には、恒久的施設に帰せられる利得の決定に当たって利子、使用料又は報酬を控除することができることを含む。

13　条約第十二条3(d)の規定に関し、
「財産又は権利の使用又は提供の制限」とは、財産又は権利の所有者が当該財産又は権利を他の者に利用させないことの対価として支払金を受け取る場合において、当該財産又は権利を他の者に利用させないことをいうことが了解される。

14　条約第十三条の規定に関し、
一方の締約国の居住者が組合又は信託財産の持分の譲渡によって取得する所得、利得又は収益に対しては、他方の締約国の租税に関する法令の適用上、当該所得、利得又は収益が条約第六条に規定する不動産であって当該他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する所得、利得又は収益として取り扱われる場合に限り、条約第十三条1の規定が適用されることが了解される。

15　条約第二十五条の規定に関し、
同条の規定は、次に掲げるニュージーランドの租税に関する法令の規定に影響を及ぼすものではないことが確認される。ただし、当該法令の規定が、第三国の居住者に対する取扱いと比べて日本国の居住者について異なる取扱いをすることを認めない場合に限る。
(a)　過少資本税制について規定する二千七年所得税法第ＦＥ節の規定
(b)　全面的に所有された集団内の配当に関する免税について規定する二千七年所得税法第ＣＷ十条の規定
(c)　連結集団について規定する二千七年所得税法第ＦＭ節の規定
(d)　全面的に所有された集団内における棚卸資産の移転について規定する二千七年所得税法第ＥＢ五条の規定
(e)　法人の集団内における損益の通算について規定する二千七年所得税法第ＩＣ節の規定
(f)　法人の合併について規定する二千七年所得税法第ＦＯ節の規定
(g)　条約の署名の日の後に制定される規定であって、この15に規定する規定とその目的又は趣旨が実質的に類似するものその他両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意するもの

16　条約第二十六条5の規定に関し、
(a)　両締約国の権限のある当局は、同条5の規定に従って申し立てられた事案によって直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、同条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によって定める。
(b)　(i)　仲裁のための委員会は、次の規則に従って、設置される。
仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の仲裁人により構成される。
(ii)　それぞれの締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。
(iii)　全ての仲裁人は、いずれの締約国の税務当局の職員でもあってはならず、及び同条1の規定に従って申し立てられた事案にこれまで関与した者であってはならない。第三の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの締約国の国民でもあってはならず、いずれの締約国内にも日常の居所を有したことがあってはならず、及びいずれの締約国によっても雇用されたことがあってはならない。
(iv)　両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立って、全ての仲裁人及びそれらの職員が、それぞれの締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、条約第二十七条2及び両締約国において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。
(v)　それぞれの締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人に係る費用及び自国の費用を負担する。仲裁のための委員会の長の費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。
(c)　両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人及びそれらの職員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。
(d)　仲裁決定は、次のとおり取り扱う。
(i)　仲裁決定は、先例としての価値を有しない。
(ii)　仲裁決定は、条約第二十六条5の規定、この16の規定又は(a)の規定に従って決定される手続規則のいずれかに対する違反（仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。）により当該仲裁決定がいずれか一方の締約国の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定は、その違反によって無効であるとされる場合には、行われなかったものとする。
(e)　仲裁の要請が行われてから、仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局及び仲裁の要請を行った者に送達するまでの間に、両締約国の権限のある当局が仲裁に付託された全ての未解決の事項を解決した場合には、当該事案は同条2の規定に従って解決されたものとし、仲裁決定は行われない。

17　条約第二十七条5の規定に関し、
一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができることが了解される。

18　条約第二十八条の規定に関し、
(a)　ニュージーランドについては、租税債権の徴収は、千九百九十四年租税執行法第十Ａ章の規定又は条約の署名の日の後にこれに代わって適用される法令に従って行われることが了解される。
(b)　同条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が支援の要請を受けたとしたならば当該一方の締約国の法令の下において又は通常の行政上の慣行において徴収における支援を提供することができないような租税債権について、当該一方の締約国が他方の締約国に対し徴収における支援の要請を行うことを認めるものと解してはならない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十二年十二月十日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
榛葉賀津也
ニュージーランドのために
マーク・シンクレア

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎